

平成 19 年 7 月 13 日

各 位

東 京 都 澁 谷 区 澁 谷 二 丁 目 1 5 番 1 号
会 社 名 株式会社アスキーソリューションズ
代 表 者 名 代表取締役社長 田 北 幸 治
(コード 3801・ヘラクレス)
問 合 せ 先 取締役執行役員 雨 宮 哲
管 理 本 部 長
(電 話 : 03-4524-6015)

調査委員会の報告についてのお知らせ

当社は、大阪証券取引所において平成 19 年 5 月 18 日より監理ポストに割当てられておりますが、その後、本日までの経緯につき下記のとおり、お知らせいたします。

当社は監理ポスト割当の原因となった半期報告書の訂正報告書の提出に至った経緯についての報告書を取りまとめ「報告書」として平成 19 年 5 月 23 日に大阪証券取引所へ提出いたしました。その後、平成 19 年 5 月 25 日に外部の弁護士、公認会計士計 4 名の識者の方々による特別調査委員会を立ち上げ、事実関係の確認と、問題となった取引等の内容につき都合 3 回に亘る社内関係者のヒアリングを行っていただき、それらに関連する資料等を委員会へ提出し、今回の事態の再発防止策を併せた「調査報告書」をまとめていただきました。同報告書とともに、これを踏まえた再発防止策について当社において取りまとめ、何れも平成 19 年 6 月 27 日に大阪証券取引所へ提出しております。

株主の皆様をはじめとする関係各位には多大なるご迷惑とご心配をおかけしていることにつき、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、調査報告書の内容につきましては添付の調査報告書抜粋をご参照ください。

以 上

(調査報告書抜粋)

株式会社アスキーソリューションズ 御中

調査報告書

平成19年6月27日

特別調査委員会

委員長 弁護士 岩波 修

弁護士 森口 倫

公認会計士 岩崎 哲也

公認会計士 小幡 洋一

第1 内部調査の概要

株式会社アスキーソリューションズ(以下「対象会社」という)は、本年5月18日付で昨年12月21日付半期報告書の遡及的な訂正を行うことを開示した。これを受けて、株式会社大阪証券取引所(以下「大証」という)は、同日、監理ポスト及び整理ポストに関する規則第7条第1号の2 a(p)(上場会社がニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第17条第1項第10号 a 前段に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると当所が認める場合)に基づき、対象会社の株式を監理ポストに割り当てる処分を決定・実施した。

そこで、対象会社は、急遽、大証から上記処分を受けるに至った原因及び再発防止策につき調査・検討する内部調査を行うべく、以下の公認会計士及び弁護士により構成される特別調査委員会を立ち上げた。

公認会計士 岩崎哲也(シティア公認会計士共同事務所、対象会社顧問税理士)

公認会計士 小幡洋一(シティア公認会計士共同事務所)

弁護士 岩波 修(桃尾・松尾・難波法律事務所)

弁護士 森口 倫(桃尾・松尾・難波法律事務所)

なお、上記の公認会計士及び弁護士は、今回問題となっている半期報告書の遡及的訂正及びその対象となっている対象会社の行為には何ら関与していない。

1 調査の目的

本件調査報告書は、以下の各点についての、特別調査委員会が実施した内部調査により明らかになった事実及びそれを基にした内部調査委員会の検討結果を報告するものである。

対象会社が本年5月18日付で半期報告書の遡及的訂正を行うことを開示した特別損失計上につき、法令・規則に従った本来あるべき情報開示の内容、方法及び時期について

なぜ、今回のような半期報告書の遡及的訂正が発生したのか、その理由と経緯

今回大証より指摘されている「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第17条第1項第10号a前段(「上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い」)の事実があったか否か

今回のような情報開示の問題が今後生じないようにするために、対象会社において、どのような再発防止策を取ることが要求されるか

なお、本件調査報告書は、直接的には大証からの上記処分を受けるに至った原因である開示体制にかかる欠陥の有無及び再発防止策につき調査・検討することを目的とするものであって、対象会社の内部統制体制全般についての調査・検討を含まないものであることを付言する。

2 調査方法

(中略)

第2 調査結果

1 内部調査の結果明らかとなった事実の概要

(中略)

2 特別調査委員会による検討結果

特別調査委員会の調査により明らかとなった上記事実を前提に、以下の各調査事項について、特別調査委員会による検討結果を説明する

(中略)

3 今回のような情報開示の問題が今後生じないようにするために、対象会社において、どのような再発防止策を取ることが要求されるか

再発防止策については一概に策を規定できるものではないが、特別調査委員会としては、下記にその対応策の例示を行う。

監査法人との連携の強化

監査法人と会計処理・手続きに関して随時、速やかに事前相談を実施し、適時・適切に見解を求めめるために、今後、より一層の連携を強化し、決算発表後に決算の大幅な訂正を行う事態を招かないよう鋭意努力する。

開示資料に対する内部チェック体制の強化

先に説明した通り、対象会社においては、各事業部が取得した開示事項に関する情報の取り扱いについては、特に明文化されたルール等は設けられていない。そのチェック体制を強化するため、その基礎データとの突合及び後発事象の状況把握等による開示に対する実務上の対応の検討のための社内管理体制の強化を図る。

社内研修会の実施

公開会社としての責務を周知・徹底するために社内研修会を行い、投資者への適時・適切な会社情報の開示に関する知識の習得及び法令順守の意識の向上を図る。

この社内研修会は経営企画室が主催し、定期的に役員・執行役員・従業員に対して研修会を開催する。また、その研修内容、参加記録の作成等、各回の研修会の内容を随時閲覧できるようにし、適時開示に関する知識の向上と法令順守の意識の徹底を図る。

4 特別調査委員会の結論

以上の調査・検討の結果、対象会社が本年5月17日付で半期報告書の遡及的訂正を行った特別損失計上については、対象会社による組織ぐるみの半期報告書の粉飾といった故意に基づく悪質な行為は認められなかった。

(中略)

また、先に述べた通り、対象会社内において、決算情報や対象会社の決定事実であって適時に開示すべき情報については、一応の伝達・開示体制が確立されていたものと考えられる。

従って、対象会社役員らによる今回の本件プロジェクトの仕掛品の特別損失による費

用処理の計上の開示の遅れは、今回大証より指摘されている「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第 17 条第 1 項第 10 号 a 記載の有価証券報告書等への「虚偽記載」に該当するものではないと考える。

ただし、対象会社においては、情報開示を適時かつ適切に行うための管理体制及び情報開示についてのルールの周知徹底といった面で不十分な点が見受けられることは否めないと思われる。

従って、今回のような問題が再度発生することを防ぐべく、特別調査委員会として、本件調査報告書を対象会社に提出することにより、今回の情報開示の問題が発生した理由を明確にすると共に、併せて、対象会社において、先に提案する再発防止策の実施を真剣に検討することを勧告する次第である。

以上